

品川区納税貯蓄組合連合会補助金交付要綱

納税貯蓄組合連合会が行う事業に対する補助金の交付については、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の目的)

第 1 条 品川区納税貯蓄組合連合会補助金（以下「補助金」という。）は、品川区内に存する納税貯蓄組合連合会（以下「補助事業者」という。）が行う納税貯蓄組合（以下「組合」という。）の指導育成および納税思想の普及事業などにより区税の納期内納付の秩序確立を推進することを目的とする。

(補助金の交付対象)

第 2 条 補助金は、補助事業者が次に掲げる事業を行うために要する経費のうち、区長が必要かつ適当と認めたものとする。

- 1 組合の普及勧奨に関する事業
- 2 組合の指導育成に関する事業
- 3 区税の納期内納付に関する事業
- 4 その他区税納税推進に関する事業

(補助金の交付額)

第 3 条 補助金の交付額は、前条に掲げる事業のうち、区長が必要かつ適当と認めた補助対象事業に要する経費の一部とし予算の範囲内で交付する。

(交付予定額の通知)

第 4 条 年度当初において、区長は、補助事業者に対し別記第 1 号様式により補助金の交付予定額を通知する。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助事業者は、前条に規定する交付予定額の通知を受けたときは、別に定める期限までに別記第 2 号様式による補助金交付申請書を区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 6 条 区長は、前条の規定による申請書を受理した場合はこれを審査し、交付するものと決定したときは、補助金交付決定書を補助事業者に送付するものとする。

(申請の撤回)

第7条 補助事業者は、前条の交付決定の内容または条件に異議があるときは、補助金の交付決定の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。ただし、その期間内に申請の撤回をしないときはこの決定に異議がないものとする。

(請求書の提出)

第8条 補助事業者は、第6条に規定する補助金の交付決定通知を受けたときは、区長が別に定める期限までに別記第3号様式による請求書を区長に提出しなければならない。

(交付決定通知の取消等)

第9条 区長は、補助金の交付決定を受けた補助事業者がその後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内容もしくは、これに付した条件を変更することがある。

(変更の承認)

第10条 補助事業者が、次の各号の1に該当する場合は、事前に区長の承認を得なければならない。ただし、第1号および第2号に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- 1 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- 2 補助対象事業の内容に変更を加えようとするとき。
- 3 補助対象事業の全部または一部を中止もしくは廃止しようとするとき。

(事故報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、またその遂行が困難となった場合はすみやかに報告し指示を受けるものとする。

(遂行状況報告)

第12条 補助事業者は、事業の適正円滑な執行を図るため遂行の状況に関し区長から報告を求められた場合は、これに応じなければならない。

(補助事業者の遂行命令等)

第13条 区長は、補助事業者が提出する報告もしくは、地方自治法第221条第2項の規定による調査等により交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助対象事業に適合するよう処置をとるべきことを命ずる。

- 2 前項の命令に違反したときは、当該補助対象事業の遂行の一時停止を命ずることがある。

(実績報告書の提出)

第 14 条 補助事業者は、補助対象事業終了後（または会計年度終了後）、すみやかに別記第 4 号様式により補助対象事業の事業実績報告書および収支決算書を区長に提出しなければならない。

(検査等)

第 15 条 区長が補助職員として補助対象事業の遂行状況および経理について検査をさせた場合または報告を求めた場合は、補助事業者はこれに応じなければならない。

(補助金の経理等)

第 16 条 補助事業者は、補助金の収入、支出に関する帳簿および事業に関する記録を整備し、経理および事業の状況を常に明確にしておかなければならない。

(決定の取消)

第 17 条 次の各号の 1 に該当する場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことがある。

- 1 偽り、その他不正の手段により交付を受けたとき。
- 2 他の用途に使用したとき。
- 3 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第 18 条 区長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、その事業の取り消しにかかる部分に関しすでに補助金が交付されているときは期限を定めてその返還を命ずる。

(違約金)

第 19 条 補助金の交付の全部または一部を取り消し、その返還を命じたときは、補助事業者は当該補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ当該補助金の返還額に年利 10.95 パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。